

令和7年12月23日

第5回羽島市議会定例会議案（追加）

議案要綱

目 次

議第98号 羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につい

て..... 3

要綱

議第98号

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

国家公務員の一般職の職員の給与に係る令和7年8月人事院勧告を踏まえ、羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものとする。

第1 羽島市職員の給与に関する条例の一部改正（条例第1条関係）

1 初任給調整手当の改定

医師、歯科医師等の職に採用された職員に対する支給月額の限度額を引き上げることとする。（第4条の2関係）

2 通勤手当の改定

自動車等使用者に対する支給月額を距離区分に応じて引き上げることとする。
(第10条の3関係)

3 期末手当の改定

令和7年12月期の支給割合を引き上げることとする。（第20条関係）

4 勤勉手当の改定

令和7年12月期の支給割合を引き上げることとする。（第21条関係）

5 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとする。（別表第1及び別表第2関係）

第2 羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（条例第2条関係）

1 期末手当の改定

令和7年12月期の支給割合を引き上げることとする。（第5条関係）

第3 羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（条例第3条関係）

1 期末手当及び勤勉手当の改定

令和7年12月期の支給割合を引き上げることとする。（第9条関係）

2 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を引き上げることとする。（別表第1及び別表第2関係）

第4 羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（条例第4条関係）

1 第1の改正に伴い所要の整備を行うこととする。（第13条及び第23条関係）

第5 施行期日等（附則関係）

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用することとする。